

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年6月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第12号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「道路交通法第3条に規定する大型自動車」を「車両総重量が8,000キログラム以上又は乗車定員が11人以上の自動車」に改め、同項第2号中「その他」を「その他の」に改め、「消防車両」の右に「（前号に該当するものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

(消防局総務部人事課)